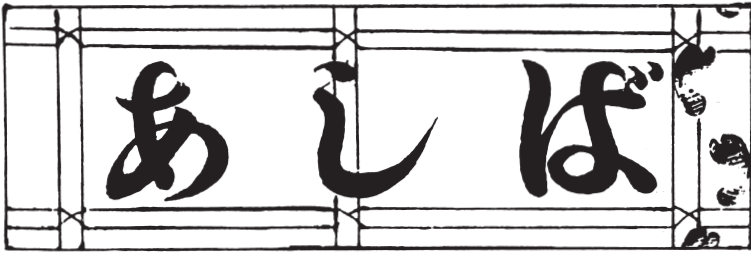


●以下の日程は組合事務所の閉所日となります。ご迷惑おかけしますが、ご協力をお願いします。

4月1日(月) 書記局会議



第532号

発行所
東京土建一般労働組合
小金井国分寺支部
国分寺市東恋ヶ窪2-36-32
電話 042-324-5940
発行責任者
高橋 勇一

2024年度 支部役員選挙告示

2024年度東京土建一般労働組合小金井国分寺支部役員選挙について下記のとおり告示します。

1、役員定数

役員定数は3月8日の第729回支部執行委員会で以下のとおり確認しました。

- | | |
|---------------|----------|
| ① 執行委員長(非専従) | 1人(現行通り) |
| ② 副執行委員長(非専従) | 3人(現行通り) |
| ③ 書記長(非専従) | 1人(現行通り) |
| ④ 書記次長(専従) | 3人(現行通り) |
| ⑤ 常任中央執行委員 | 9人(現行通り) |
| ⑥ 執行委員(非専従) | 9人(現行通り) |
| (各分会から1人) | |
| ⑦ 会計監査(非専従) | 2人(現行通り) |

※なお、常任執行委員待遇、執行委員待遇の選出は総会後の執行委員会で確認されます。

2、立候補受付

- ①受付期間 2024年3月13日(水)～3月29日(金)午後5時
②受付会場 東京土建小金井国分寺支部会館(2階 事務所)
③受付方法 立候補は1人1役職、選挙管理委員会が定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、署名のうえ選挙管理委員会に届け出ます。立候補する役職の変更は受付期間中とします。

3、選挙

役員選挙は役職ごとに第56回定期大会で行ない、選挙の時間は選挙管理委員会が大会運営委員会と協議して定めます。

4、選挙人

選挙人は資格審査を経た第56回定期大会を構成する代議員です。但し、投票時間中に出席していない選挙人は投票することはできません。

2024年3月8日
第56回定期大会 選挙管理委員会
選挙管理委員長 遠藤あやめ

春一番の仲間増やし推進中
思いついたあの人に声掛けを



平松組織部長

【組織部長・平松 省二】
現在、支部定期大会終了後から5月にかけての「春の仲間増やし月間」を成功させるための準備である「春一番拡大」に3月末まで取り組んでいます。
「えっ、そうなの?」と言っているあなた。まだ大丈夫。もはや言い方を変えて一年中行っていると思えば驚くことではありません

今後のイベントに乞うご期待
つくろっ仲間をつながり

(笑)。
「春と秋の仲間増やし月間」だけ行動しても結果は出ません。普段からアンテナをはって、様々な情報を積極的に発信・提供し、仲間とのつながりを強化出来るよう対策を行っています。仲間が増えれば基礎組織である「群」の活動にも活気が出てきます。そして、それが「分会」の活動にと繋がり「支部」の活動が成り立ちます。この「春一

「仲間になつて欲しい」
声をかけるならこんな人

- 市の国保税が高くなったな
- 一人親方労災はどこで入れる?
- 独立するからトータルで補償を
- 仕事のつながりが欲しいな

労働保険の年度更新お忘れなく
労災未加入の仲間にも声かけて

労働保険の有効期限は4月1日から翌年3月31日までとなっております。組合に事務委託をされている皆さんは、毎年、年度更新手続きをお取りいただく事になっていきます。また、年度の途中で加入された皆さんも更新手続きが必要です。組合では以下の日程で、労働保険の年度更新手続きを行ないます。対象となる皆さんには個別に知らせしますので、忘れずに手続きをお取りください。
「一人親方労災・年度更新日程」日時：3月25日(月)～3月28日(木)／会場：組合事務所／用意するもの：保険料と事務費・印鑑
【事業所労災等・年度更新日程】日時：4月23日(火)～4月26日(金)・5月14日(火)～5月17日(金)／会場：組合事務所／用意するもの：保険料と事務費・ゴム印・代表者印・個人印
完全予約制となりますので、事前に予約を入れてください。受付時間は、午前10時から12時、午後は1時半から3時半です。
事業主特別加入や一人親方労災を更新しない方は3月28日までに特別加入の脱退手続きをお取りください。4月以降の手続きになると、加入月数に応じた労働保険料が発生しますので充分にご注意ください。また法定外保険に加入している方は、直近の売り上げがわかる書類(法人決算書や確定申告書の写しなど)を忘れずにお持ちください。

2023年度 本部機関紙コンクール

みんなの力で「あしば」入選

1月31日にけんせつプラザ東京で開催された2023年度東京土建機関紙コンクール審査会で、小金井国分寺支部の「あしば」が入選しました。新年号の「みんなで勝ち取った小金井市燃料費補助

制度」など、地域課題を取り上げたことが評価され、受賞したものです。すべての仲間の運動が評価されたと言っても過言ではありません。

また、国4分会の元分会長・小阪昌義さん(転居)が2430号掲載の「年上から刺激受け」で『忘れえぬこと』で受賞されました。本当におめでとうございます。

今後も組合員、家族のみなさんの投稿でより良い紙面をめざします。

朝顔

▼確定申告が2月16日に始まって、今年は自民党の裏金問題をめぐり不満の声がたふさん上がっています。「そもそもやり方が汚い」、「正しく納税しているのがアホらしくなる。政治家は納税しなくて良いのか?」などなど怒りの声。国民の不満をよそに、岸田首相は「確定申告において、それぞれの納税者の皆様方におけるは、法令に則り、適切に申告納税を行っていただくようお願いを申し上げます」と話していたが、先ずは政治家が疑惑をもたれることの無いよう、法改正も含め体制を整備する事を求める。取り敢えず消費税を3年間無くとるか、若しくは3%に下げるとかできないものなのか?▼能登半島地震発生から2カ月。避難者は今も1万1千人超。被災自治体は、被災者が支援金などを受ける際に必要な罹災(りさい)証明書の発行を急いでいる。被害の多い珠洲市では、全戸調査を行ったため、原則申請は不要とのこと、1日450件ほど発行する予定で進んでいる。国からは、全半壊した被災世帯の住宅再建を後押しする支援金として、最大600万円受け取れる様にするため、2023年予算の予備費から1167億追加した▼東京都の税収入は8年前より1兆円も増え6兆386億となっている。被災者の方々にもっと支援してほしい。



「働き方改革関連法」 2024年4月から 建設業でも全面適用



ある事業所に労働基準監督署の臨検（事業所への立ち入り調査）があり、従事者の就業状況を調査された事例も発生しています。

この20年間で建設やリフォーム業に従事する大工さんの数は半減しました。「現場で若者を見ない」というのもよく聞く話です。

若者がすんで入職する建設産業にするためにも、みなさんの事業所を守るためにも対応していきましょう。

第二種電気工事士 受験準備講座の案内

※いずれも午前9時〜午後5時

【募集定員】15人程度
【申込方法】顔写真1枚と受講料を添え支部へ
【受講料】45,000円（受験料は別に必要です）
【講座会場】東京建設技術研修センター
【講座日程】4月14日（日）／21日（日）／28日（日）／5月12日（日）／19日（日）
詳細は、組合事務所・担当までお問合せください。

【日時】3月28日（木）午後7時〜

【会場】組合事務所3階会議室

【講師】北村社会保険労務士

2024年度国保料・介護保険料改定のお知らせ

い状況に置かれていることと思いますが、ご理解、ご協力をお願いします。

2024年度の東京土建国保料・介護保険料が引き上げになります（下表参照）。

2023年度当初から、予算要求集会や旺盛なハガキ要請行動を組合員・家族のみなさんの総力で展開してきましたが、インフルエンザや新型コロナウイルス大流行による医療費の増加はじめ、高額な薬剤の登場や後期高齢者が増えることとなりました。具体的には、区分によって毎月400円〜1,600円の引き上げとなります。

介護保険料も国への介護納付金の増加により40歳から64歳の組合員・家族1人あたり500円の引き上げとなります。

あるようです。「わあ、うれしい」「すぐ助かります」という女性や、「ママが喜ぶ」という小学生の声、そして「次はいつですか」と確認される高齢の方々を目の当たりにすると、まだまだこの取り組みは必要だと感じます。組合員のみなさんの寄付や物資の提供に大変感謝申し上げます。そして今後のご支援とご協力を重ねてお願い致します。

この3年間、コロナ禍や物価高騰に苦しむ組合員、家族のみなさんの現状から保険料を引き上げずにきましたが、このままでは東京土建国保の運営に支障をきたしかねないことから引き上げに踏み切ったものです。

なお、保険料区分第6種、第7種の組合員と家族の保険料は据え置きとなります。引き続き厳し

2019年から施行された「働き方改革関連法」が、いよいよ4月から建設業にも全面適用されます。

この法律では、従業員の労働時間の記録、管理が特に重要で、事業主は始業・終業時間、休憩時間を把握する必要があります。

ある事業所で、退職した従業員から、ある日突然100万円を超える残業代の支払いを求める内容証明が届きました。その従業員は詳細な就業記録を手帳に記入していましたが、事業所はその従業員の就業現場や出勤時刻など正確な就業記録を保管していなかったため、困って組合に相談に訪れました。事業主と組合は残っていた資料を集め、証明書類を作成して、最終一社専属

事業主の皆さまへ 簡単なチェックリストに答えてみて下さい

☐ 労働契約書、労働条件通知書、雇入通知書のいずれも作成していない

☐ 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を整備していない

☐ 始業と終業の時刻を毎日確認（チェック）していない

☐ 36協定届を提出していないにもかかわらず、残業をさせている

☐ 有給休暇を制度として策定していない

☐ 1日8時間・1週40時間を超える時間を労働者が働いた場合に、残業代を支払っていない

これら1つでもチェックが付いた場合、
労働基準法に違反している可能性があります。

- 時間の管理について相談したい。働き方改革の内容が知りたい。
- 36協定、就業規則などの書類作成等について相談したいことがある、社労士を紹介してほしい等。

安心して下さい
それ組合ならできます



年に一度の健診ご家族で

2月25日（日）、小雨の降るあいにくの天気の中、年度末健診を実施しました。

当日は申込41人、受診者35人で、年度末としてはかなり少ない人数での開催でした。2023年度は前年と比べ受診者が大幅に減っています。今後、社保対部員や分会役員のみならず、

群長さん等による呼びかけも考える必要があります。

受診減は、何よりも組合員さんとそのご家族の健康が心配されます。年に一度の健康診断は良い機会です。ご夫婦でお互いの健康チェックなどしてみたいかですか。「あなた、少し飲み過ぎよ」などという声

フードバンク継続にご協力を

小金井国分寺支部は、小金井社保協の一員として、定期的に「まちかど相談会＆フードバンク」を開催しています。

実施日当日は、電動カーに乗り、すっかり顔なじ

大久保社保対部長 から報告とお願い



2024年3月12日

2024年3月12日

2024年3月12日

2024年3月12日